

平成29年度国民健康保険の 特定健診を開始

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診

査(特定健診)を実施します。

なお、対象の方には受診券等の必要書類を6月1日まで

に届くように発送しました。

平成29年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、平成29年度中に40～75歳になる方(6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります)

■健診項目左表のとおり
他同じ年度内に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりませんので、ご注意ください

「市が実施する特定健診の対象とならない方」
▽生活保護受給者等の保険未加入の方、平成29年4月2日以降に保険が変わった方は対象となりません。12月に実施

する集団健診を受診してください

▽市の国民健康保険以外の保険(職場の健康保険組合等)に加入の方は、ご加入の保険にお問い合わせください

▽75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方には、9月中旬に健診の受診券等を送付します

【フォロー健診】
特定健診を受診する際に、希望をすればフォロー健診(健診項目は左表)を同時に受診することができます。

フォロー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

受診可能な医療機関はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

▽保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9833)、健康課健康係(☎042-321-1240)

特定健診の健診項目
【基本的な健診項目】 ▷質問事項(問診票) ▷身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) ▷身体診察、血圧測定 ▷血液検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ▷肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ▷血糖検査(空腹時血糖およびHbA1C) ▷尿検査(尿糖、尿蛋白) 【詳細な健診項目】 前年の健診結果および医師の判断により実施 ▷貧血検査 ▷心電図検査 ▷眼底検査
フォロー健診の健診項目
【内科項目】 ▷胸部レントゲン検査 ▷生化学検査(尿酸、クレアチニン) ▷血液検査(白血球、赤血球、血色素、ヘマトクリット) ▷心電図検査 【眼科項目】 内科健診の結果、医師の判断により実施 ▷眼底検査、眼底撮影、視力検査、眼圧測定

国民年金保険料追納額等(平成29年度) (月額)

免除を受けた年度	当時の免除等承認保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除等	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成19年度	14,100円	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成20年度	14,410円	15,160円	11,370円	7,570円	3,790円
平成21年度	14,660円	15,250円	11,430円	7,620円	3,810円
平成22年度	15,100円	15,510円	11,630円	7,750円	3,870円
平成23年度	15,020円	15,290円	11,460円	7,650円	3,820円
平成24年度	14,980円	15,140円	11,350円	7,570円	3,780円
平成25年度	15,040円	15,120円	11,340円	7,560円	3,780円
平成26年度	15,250円	15,270円	11,450円	7,630円	3,810円
平成27年度	15,590円	15,590円	11,690円	7,790円	3,900円
平成28年度	16,260円	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円

※平成27・28年度は、加算額はありません。

みんなのひろば

男女平等社会をめざして

夫婦・恋人の関係は対等ですか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。

「相手が怒るのは自分が悪いから」とか、「愛されているから束縛される」と考えていると、実際DVが起きていても認識できず、問題が潜在化してしまいます。

DVはけんかではなく人権侵害です。「どんな場合でもDVは許さない」という意識が大切です。

少しでも疑問に感じていたことがあれば、隠さずチェックシートで一度確認してみましょう。

デートDVとは

デートDVとは、10代から20代などで、未婚の交際相手から受けるDVのことです。

ストーカー行為とは

恋愛感情、その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい行為を反復して行うことです。不安を感じたら、まず最寄りの警察署等に相談ください。

啓発パンフレット

市では、啓発パンフレット「知っておきたいデートDV」、「DVを知らなきゃDVをなくせない」を企画政策課男女共同参画室(市役所本庁舎2階)などで配布しているほか、市ホームページでも掲載しています。



3) 企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9805)

国民年金

追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や若年者猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。

なお、学生納付特例等を受け

た年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乘せされます。(右表)

納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。

☎保険年金課国民年金係(☎042-387-9844)

DVチェックシート

◎パートナー(配偶者や恋人)は…

- 嫉妬深く独占欲が強いですか
- あなたが実家に帰ったり、友人と会う事を嫌がりますか
- あなたが浮気をしているのではないかと疑いますか
- あなたがどこで何しているのかを気にし、どこに行ったかをいちいち報告させますか
- あなたが何かするたびに、自分の許可をとらせますか
- 暴力を、お酒やストレスのせいになりますか
- あなたを「もの」や「所有物」のように考えていますか
- 自分の好みに合わせてあなたが態度や考え方を変わらせますか
- あなたの持ち物を壊したり、ペットをいじめたりしますか
- あなたあての手紙を勝手に開封したり、携帯をチェックしたことがありますか

◎あなたは…

- いつも受け身で、絶望感におそわれることがありますか
- パートナーの機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖いですか
- パートナーが怒るのは自分に非があるからだと思っていますか
- 自分さえ我慢していれば二人の関係はうまくいくと思っていますか
- パートナーが束縛したがるのは、自分のことを愛しているからだと思っていますか